

★児童扶養手当の現況届を忘れずに



※**児童扶養手当**を受給している方は、毎年8月に「現況届」の提出が必要です。該当の方は7月末にお送りする通知をご覧ください、必要書類をお持ちのうえ、手続きにお越してください。なお、所得制限により手当が全部支給停止の方も手続きが必要です。

【受付期間】8月2日(月)～31日(火) 8:30～17:15 ※土・日・祝日を除く

【受付場所】・子ども福祉課(駅前ビルEAGA2階 市立保健センター内) ☎31-0243

・美都総合支所地域振興課 ☎52-2312 ・匹見総合支所地域振興課 ☎56-0302

※児童扶養手当とは

父母の離婚や父または母が死別、一定の障がい、生死不明、1年以上遺棄、拘禁、裁判所からのDV保護命令、未婚で出生などにより、18歳に到達した年度の3月31日(児童が心身に中度以上の障がいのある場合は20歳未満)までの間にある児童を養育している父・母、または養育者に支給されます。申請には戸籍謄本ほか添付書類が必要です。

※児童扶養手当現況届の受付期間中に、「無料養育費相談会」「出張ハローワーク!ひとり親全力サポートキャンペーン」を開催します。詳細は児童扶養手当現況届の通知に案内文を同封していますので、ご確認ください。

★ひとり親家庭自立支援給付金事業



母子家庭の母または父子家庭の父の就労を支援するため、下記の2種類の給付金を支給します。いずれも所得制限や過去における受給の有無などの支給要件がありますので、事前相談が必要です。詳しくは、問い合わせください。

自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母または父子家庭の父が医療事務やホームヘルパーなど指定の教育訓練を受講し、修了した場合、経費の一部を支給します。

高等職業訓練促進給付金

看護師、保育士などの専門的な資格を取得するため、1年以上(令和4年3月31日までに就業する場合は6カ月以上)養成機関で修業する場合、一定期間給付金を支給します。

★子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行うため、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

【支給対象者】以下の①～③のいずれかに該当する方

①令和3年4月分の児童扶養手当受給者の方 ⇒ 申請不要

②公的年金等の受給により、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方 ⇒ 申請必要

※公的年金等…遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など

③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方 ⇒ 申請必要

【支給金額】児童1人当たり一律5万円

【申請期限】令和4年2月28日(月)

※上記「支給対象者」の①に該当する方は申請不要です。

※申請書の様式等は、市ホームページに掲載しています。

「ひとり親世帯以外の子育て世帯」の生活を支援するため、令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方も給付金の対象となる場合があります。詳しくは、問い合わせください。

【問い合わせ先】市子ども福祉課 ☎31-0243